

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 4 月13日
【会社名】	J F E コンテナー株式会社
【英訳名】	JFE Container Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中 島 廣 久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区岩本町三丁目 2 番 4 号
【電話番号】	(03)5822 - 6701 (代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 村上伸二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町三丁目 2 番 4 号
【電話番号】	(03)5822 - 6703
【事務連絡者氏名】	企画部長 村上伸二
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目 8 番16号)

1 【提出理由】

当社は、平成24年4月13日開催の取締役会において、当社子会社であるJ F E 製缶株式会社（以下「J F E 製缶」という。）と太陽製罐株式会社（以下「太陽製罐」という。）が共同して株式移転により両社の完全親会社を設立することに関する基本合意書を締結することを決議承認いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

（１）当該連結子会社の商号、本店の所在地及び代表者の氏名

商号 J F E 製缶株式会社

本店の所在地 兵庫県伊丹市北河原3-1-43

代表者の氏名 取締役社長 福田 真

（２）当該株式移転において提出会社の子会社の他に株式移転完全子会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額及び事業の内容

商号 太陽製罐株式会社

本店の所在地 大阪府大阪市大正区三軒家東3-10-33

代表者の氏名 代表取締役 伊藤 正美

代表取締役 三宅 一樹

資本金の額 113百万円（平成23年3月31日現在）

純資産の額 646百万円（平成23年3月31日現在）

総資産の額 1,769百万円（平成23年3月31日現在）

事業の内容 18リットル缶の製造販売

（３）当該株式移転において提出会社の子会社の他に株式移転完全子会社となる会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	21年3月期	22年3月期	23年3月期
売上高（百万円）	2,201	1,998	2,159
営業利益（百万円）	26	50	30
経常利益（百万円）	27	51	27
当期純利益（百万円）	29	92	31

（４）当該株式移転において提出会社の子会社の他に株式移転完全子会社となる会社の大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式数の総数に占める大株主の持株数の割合
日本製罐株式会社	60.4
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	39.6

（５）当該株式移転において提出会社の子会社の他に株式移転完全子会社となる会社との資本関係、人的関係及び取引関係

該当事項はありません。

（６）当該株式移転の目的

わが国の18リットル業界は、顧客の生産拠点の海外移転や代替容器（樹脂、紙ほか）への変更等により継続的に需要が減少している中であって、現在も30社を超える同業者が熾烈な受注競争を続けており、極

めて困難な経営環境が続いています。これに加え、近年は原料・資材等の大幅な価格アップも経営の圧迫要因となっており、このままでは顧客のニーズに対応することのみならず、再生産投資もままならない収益状況に立ち至ることも懸念されます。

このような経営環境認識のもと、J F E 製缶株式会社と太陽製罐株式会社は、両社が永年培ってきた経営資源を集中・再編することを通じ経営基盤を磐石とし競争力の向上を図ること、それにより顧客サービスの一層の向上に努めることが必要であるとの認識で一致したものです。

(7) 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)その他の株式移転計画の内容

株式移転の方法

平成24年4月にJ F E 製缶株式会社及び太陽製罐株式会社は共同して株式移転により、持株会社J N Mホールディングス株式会社を設立します。

当該株式移転に係る割当ての内容

) 株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

会社名	J F E 製缶	太陽製罐
株式移転比率	1.00	1.00

注1) これにより、J F E 製缶の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、太陽製罐の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株をそれぞれ割り当て交付いたします。

注2) 共同持株会社が発行する新株式数(予定)

普通株式 1,887,028株

) 株式移転の日程

株式移転計画及び覚書締結承認取締役会(両社) 平成24年4月2日

株式移転計画作成及び覚書締結(両社) 平成24年4月2日

株式移転計画承認臨時株主総会(両社) 平成24年4月17日(予定)

共同持株会社設立登記日(本株式移転効力発生日) 平成24年4月23日(予定)

) 株式移転計画の内容

当社が平成24年4月13日取締役会で承認した株式移転計画書の内容は後記のとおりであります。

(8) 株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)の算定根拠

算定の基礎及び算定の経緯

当社及び太陽製罐株式会社の株主である日本製罐株式会社、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社(以下株主3社という)は、第3者算定機関として税理士法人タックスアイズを選定しました。算定機関はJ F E 製缶、太陽製罐とともに厳しい事業環境下にあつて業績・キャッシュフローが不安定で、合理的な将来キャッシュフローを推定することが困難であること、および、株式移転当事会社が両社とも非公開会社であり、企業業績と配当金額との間に関連性が見い出されないという理由により、DCF方式ならびに配当還元方式による評価方法は採用せず、より客観的企業評価を実施するという観点から時価純資産方式及び類似業種比準方式を併用して企業価値評価を行うことが妥当であるとの意見を表明し、株主3社はこれに同意しました。株主3社は以上の経緯及び根拠により算定された株式移転比率について慎重な協議を行い、表記の株式移転比率を合意しました。

算定機関との関係

算定機関として選定した税理士法人タックスアイズは、当社又は日本製罐株式会社、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(9) 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社の概要 (予定)

商号 J N Mホールディングス株式会社

本店の所在地 大阪府大阪市中央区北浜三丁目 5 番29号

代表者の氏名 代表取締役会長 馬場 敬太郎 (現 日本製罐株式会社代表取締役専務)

代表取締役社長 田辺 誠一 (現 J F E コンテナ株式会社常務取締役)

資本金の額 200百万円

純資産の額 未定

総資産の額 未定

事業の内容 1 . 次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社の株式を所有することによ

り、当該会社の事業活動を支配・管理すること。

容器の製造、加工ならびに販売

容器製造に関する鋼板および口金、締輪、塗料の仕入れ販売に関する業務

容器の塗装、組立て、フォークリフトによる運搬の用役サービス業務

ブリキ、表面処理鋼板製品の製造及び販売

2 . 前号に付帯関連する一切の業務

(1 0) その他

本株式移転は、今後の株主総会の承認等、本株式移転に関する諸条件が充足されること、並びにその他本株式移転に支障をきたす重要な事由が発生しないことを前提とします。

株式移転計画書（写）

株式移転により JNMホールディングス株式会社（大阪府大阪市中央区北浜三丁目5番29号、以下「丙」という。）を設立するため、JFE製缶株式会社（兵庫県伊丹市北河原三丁目1番43号、以下「甲」という。）と太陽製罐株式会社（大阪市大正区三軒家東三丁目10番33号、以下「乙」という。）とは、次のとおり株式移転計画（以下「本件株式移転計画」という。）を定める。

第1条（株式移転の方法）

甲及び乙は、共同して株式移転により、丙を設立する。

第2条（丙の定款記載事項）

丙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

目的： 別紙、「JNMホールディングス株式会社定款」第2条記載のとおり

商号： JNMホールディングス株式会社

本店所在地： 大阪府大阪市（本店所在場所は、大阪府大阪市中央区北浜三丁目5番29号とする。）

発行可能株式総数： 3,000,000株

前項に掲げるもののほか、丙の定款で定める事項は、別紙「JNMホールディングス株式会社定款」に記載のとおりとする。

第3条（丙の設立時取締役の氏名）

丙の機関構成は取締役会設置会社及び監査役設置会社とし、設立時取締役及び設立時監査役は次のとおりとする。

（設立時取締役）馬場敬太郎、田辺誠一、塔下辰彦、福田真、三宅一樹

（設立時監査役）松田豊彦

第4条（株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

丙は、株式移転に際して、普通株式1,887,028株を発行し、丙の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）の前日の最終の甲及び乙の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり割り当てる。

（1） 甲株式1株に対して丙の普通株式1株の割合

（2） 乙株式1株に対して丙の普通株式1株の割合

第5条（株式移転設立完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

丙の資本金及び準備金の額に関する事項は、会社計算規則により定めるものとし、次のとおりとする。

（1） 資本金の額 金2億円

（2） 資本準備金その他 会社計算規則に従い定める。

第6条（丙の成立の日）

丙の株式移転期日（登記予定日。以下「丙の成立の日」という）は、平成24年4月23日とする。ただし、本件株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ変更することができる。

第7条（株式移転条件の変更及び株式移転計画の中止）

本件株式移転計画の作成後、丙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本件株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙の協議により、本件株式移転条件を変更し又は本件株式移転計画を中止することができる。

第8条（株式移転計画の承認）

甲及び乙は、丙の成立の日の前日までに臨時株主総会を開催し、本件株式移転計画の承認及び本件株式移転に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

第9条（株式移転計画の効力）

本件株式移転計画は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

（１）丙の成立の日の前日までに、甲及び乙の株主総会において、本件株式移転計画の承認が得られなかった場合

（２）丙の成立の日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に株式移転の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合

第10条（規定外事項）

本件株式移転計画書に定めるもののほか、本件株式移転に関し必要な事項は、本件株式移転の趣旨に従って、甲及び乙の協議により決定する。

以上

平成24年4月2日

兵庫県伊丹市北河原三丁目1番43号

（甲） J F E 製缶株式会社

代表取締役 福田 真 印

大阪市大正区三軒家東三丁目10番33号

（乙） 太陽製罐株式会社

代表取締役 三宅 一樹 印

(別紙) 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、JNMホールディングス株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。

容器の製造、加工ならびに販売

容器製造に関する鋼板および口金、締輪、塗料の仕入れ販売に関する業務

容器の塗装、組立て、フォークリフトによる運搬の用役サービス業務

ブリキ、表面処理鋼板製品の製造及び販売

2. 前号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。

1. 取締役会

2. 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,000,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の発行する株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売

り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求する には、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第11条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社 所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要がある場合には、2週間前に公告して一定の日の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録株式質権者としてすることができる。

（株主の住所等の届出等）

第14条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

3 届出をしない者に対しては、そのために生じた損害について、当会社はその責任を負わない。

（募集株式の発行）

第15条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。

3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決定により定める。

第3章 株 主 総 会

（招集及び招集権者）

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必

要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順位により、他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りでない。

（議長）

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第19条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 前項の代理人として2人以上を選任することはできない。

（議事録）

第20条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役

（取締役の員数）

第21条 当会社の取締役は5名以内とする。

（取締役の選任）

第22条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任決議については累積投票の方法によらない。

（取締役の任期）

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当社は取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は社長及び会長とする。

3 取締役会は、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

4 取締役会は、社長及び会長のほかに、前項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

5 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序で、他の取締役が、社長の業務を行う。

第5章 取締役会

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。

2 社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序で、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

2 当社は、取締役が取締役会の決議事項につき提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

2 議事録は、取締役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受け取る財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議により定める。

第6章 監査役

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は3名以内とする。

（監査役の選任）

第31条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（監査役の任期）

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、その退任した監査役の任期満了時までとする。

（監査役の報酬等）

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第7章 計 算

（事業年度）

第34条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当）

第35条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 前項のほか、剰余金の配当は、別途定める基準日における最終の株主又は登録株式質権者にこれを行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第36条 剰余金の配当はその交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

2 前項の未払い配当には利息を付けない。

第8章 附 則

（株式移転による設立に際して発行する株式）

第37条 当会社が株式移転による設立に際して発行する普通株式は1,887,028株を発行する。

（本店所在場所）

第38条 当会社の本店所在場所は、次のとおりである。

本店所在場所：大阪府大阪市中央区北浜三丁目5番29号

（設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役）

第39条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役は、次のとおりである。

設立時取締役 馬場 敬太郎

設立時取締役 田辺 誠一

設立時取締役 塔下 辰彦

設立時取締役 福田 真

設立時取締役 三宅 一樹

設立時監査役 松田 豊彦

東京都杉並区南荻窪 2 丁目 1 1 番 1 3 号

設立時代表取締役 馬場 敬太郎

千葉県浦安市日の出 2 丁目 6 番 1 1 号

設立時代表取締役 田辺 誠一

（最初の事業年度）

第40条 当会社の最初の事業年度は、定款第34条の定めに関わらず、当会社の成立の日から平成25年3月31日までとする。

（附則の削除）

第41条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。